

7 学校いじめ防止基本方針（概要版）

（１）いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

② いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

（２）いじめ防止・対策委員会の設置

- ① 目的 ○ いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を組織的かつ実効的に行うため、「豊川小いじめ防止・対策委員会」を設置する。

- ② 組織 ○ 豊川小いじめ防止・対策委員会の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、児童虐待担当、情報集約担当者、養護教諭、担任等 [必要に応じて、PTA代表、市教育委員会、市子ども未来課]

- ③ 外部との連携 豊川小いじめ防止・対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

宇城教育事務所SC、SSW、学校支援アドバイザー、市子ども未来課、市福祉課、児童相談所、警察、スクールサポーター、民生児童委員・主任児童委員、その他

④ 活動

ア 日常的活動

（実態把握、各教科等における取組、職員研修の立案・実施、児童・保護者・地域への啓発）

イ いじめ事案発生時の対応

- | | |
|------------------|---------------|
| ○ 事実関係の情報収集と共通理解 | ○ 事案の分析及び課題把握 |
| ○ 対応策の検討、実施 | ○ 早期発見のための方策 |

⑤ 委員会の開催

通常は、月1回定例会を開催するものとし、いじめ事案発生時は、適宜緊急開催とする。

（３）重大事案への対処

「教育委員会に報告する事案例」が発生した場合には、下記の事項を確実にを行い、学校外機関と連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行っていく。

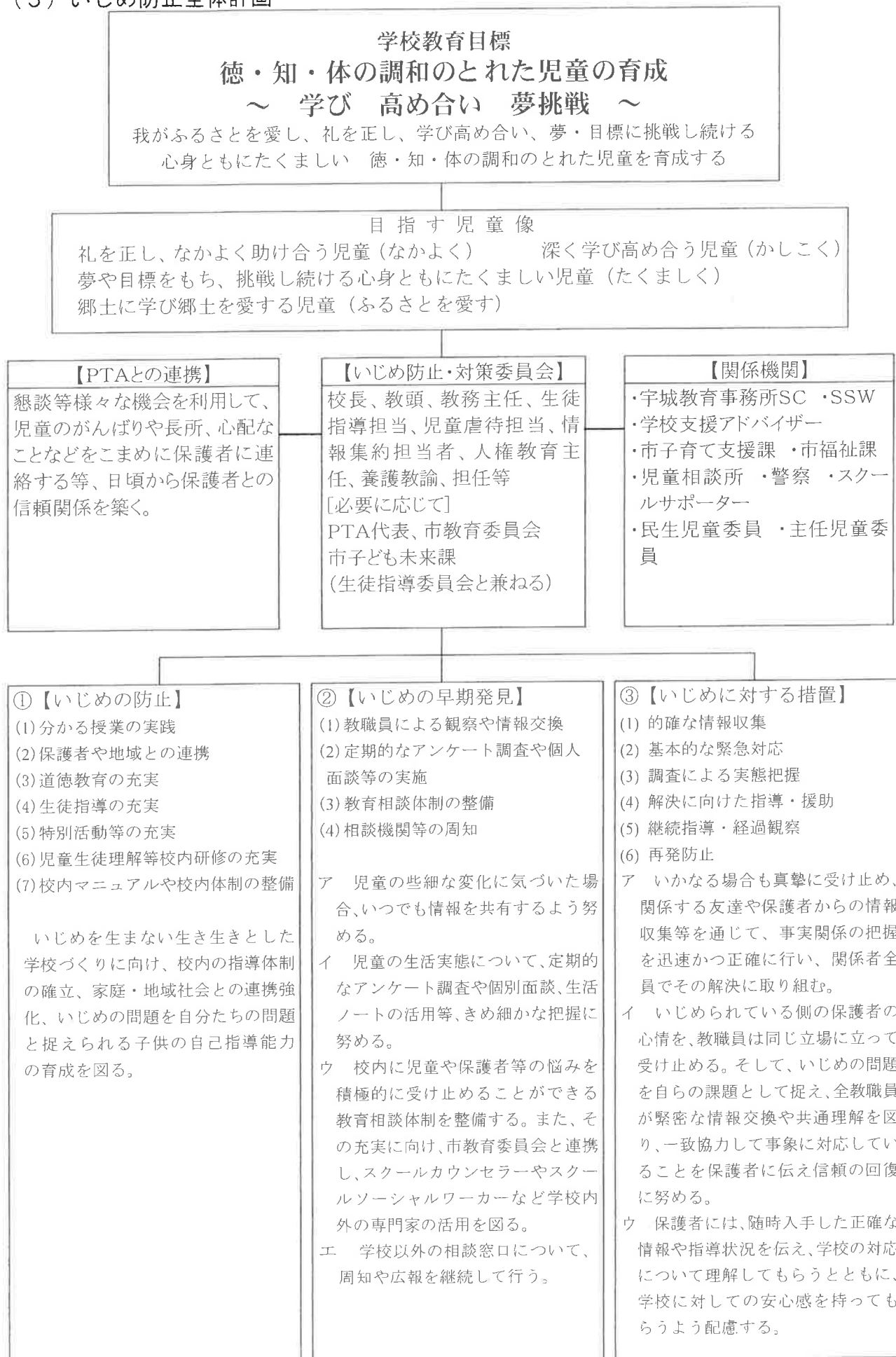
- ① 重大事態が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5) いじめ防止全体計画



学校いじめ防止基本方針に基づく「PDCA サイクル活動年間計画」

	いじめ防止等対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	○電話相談やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き ○地区児童会 ○見つめる会	○いじめ電話相談、学校での相談担当の保護者への周知 ○身体測定
5月		○PTA総会、学校便り、学級通信、HP等での「学校いじめ防止基本方針」の周知 ○授業参観・学級懇談会	○児童へのアンケートの実施	○運動会
6月		○縦割り班活動 ○情報モラル指導(ネットモラル) ○人権教育レポート ○教職員の面談	○教育相談週間	○第1回学校運営協議会
7月	C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○全職員への学校評価アンケートの実施及び検証	○地区児童会	○授業参観・学級懇談会 ○二者面談
8月				
9月		○学校保健委員会	○身体測定	○授業参観 ○保護者への学校評価アンケート
10月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○前期までのいじめ防止の取組の評価と取組の見直し	○教職員の面談	
11月		○町人権学習授業研	○児童へのアンケートの実施	○第2回学校運営協議会
12月		○地区児童会 ○心のアンケート	○教育相談週間	○人権フェスタinうき
1月	C ↓ A ↓ P			○保護者への学校評価アンケート
2月		○全職員への学校評価アンケートの実施及び検証		○豊川小まつり ○第3回学校運営協議会
3月		○学校関係者評価の結果を検証及び「学校いじめ防止基本方針」の見直し	○教職員の面談 ○地区児童会	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○子供を見つめる会(毎週金曜日) ○全校集会での校長講話 ○命の教育、道徳教育、人権教育の実施 ○分かる授業の実施	○健康観察 ○SCによる相談 ○日記
				○家庭との連絡帳 ○豊川地区連絡協議会(毎月実施)